



平成25年 4月 19日
国土交通省中部地方整備局
河 川 部

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関するご意見をお聴かせください

国土交通省中部地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）（※1）」を作成しました。

今後の検討の参考とするため、関係住民の皆様から「ご意見をお聴きする場（※2）」を開催、並びに文書による「ご意見の募集」をいたします。詳しくは、別添資料をご参照ください。

※1：「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」については中部地方整備局ホームページ並びに閲覧場所にてご覧いただけます。閲覧場所については「別表－2 閲覧場所一覧」をご参照ください。

・中部地方整備局ホームページ

URL：http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/jyumin_shinmaruyama.htm

※2：当日は一般傍聴の方の席も確保しておりますが、満席となった場合は傍聴をご遠慮いただく場合もありますのでご了承ください。

配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、美濃加茂市政記者クラブ、桑名市政記者クラブ

問い合わせ先：国土交通省中部地方整備局 河川計画課 くぼ きくち いまづ 久保、菊池、今津

（電話）052-953-8148

（mail）shinmaruyamadam-chubu01@cbr.mlit.go.jp

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する関係住民への意見聴取について

平成25年 4月19日

1. 主旨

国土交通省中部地方整備局では、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「実施要領細目」という。）に基づき、新丸山ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、「新丸山ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、実施要領細目に示されている検討結果の報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）を作成しました。

今後の検討の参考とするため、関係住民からのご意見をお聴きする場（以下「ご意見をお聴きする場」という。）を開催いたします。

また、「ご意見をお聴きする場」に加えて、「文書によるご意見の募集」も実施いたします。

2. 意見聴取対象

「検討報告書（素案）」

3. 意見聴取対象者

1) 「ご意見をお聴きする場」にて発表いただく方

＜岐阜県＞

岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、恵那市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町に在住、通勤・通学の方

＜愛知県＞

一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、蟹江町、飛島村に在住、通勤・通学の方

＜三重県＞

桑名市、木曾岬町に在住、通勤・通学の方

2) 文書にてご意見を提出いただく方

対象者は限定いたしません。

4. ご意見の応募方法

＜「ご意見をお聴きする場」への応募方法＞

「検討報告書（素案）」に対して「ご意見を発表いただく方」（以下「意見発表者」という。）は、『別紙－1 留意事項（発表）』を確認した上で、『別紙－2 発表応募用紙』に氏名、住所、電話番号、ご希望の会場名、「検討報告書（素案）」に関する意見の要旨などの必要事項を記載して、「7. 応募用紙の提出先」に記載している提出先ま

でご提出ください。

<「文書によるご意見の募集」への応募方法>

「検討報告書（素案）」に対して「文書にてご意見を提出いただく方」（以下「意見者」という。）は、『別紙－５ 留意事項（紙面）』を確認した上で、『別紙－６ 文書応募用紙』に氏名、住所、電話番号、年齢、性別、「検討報告書（素案）」に関する意見などの必要事項を記載して、「７．応募用紙の提出先」に記載している提出先までご提出ください。

5. 「ご意見をお聴きする場」の開催日時及び開催場所

開催日及び開催場所：『別表－１ 会場一覧』をご覧ください。

- ・ご希望の日時が重複した場合には、原則として先着順とさせていただきますが、ご希望の日時並びに会場での調整が整わなかった方には事務局から連絡をさせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。
- ・意見の発表日時などのご連絡については、平成25年 5月 2日（木）に発表を希望された方へ郵送にて行わせていただきます。
電子メールでのご連絡を希望された方は電子メールにてご連絡させていただきますが、併せて同様の内容を郵送でもお送りいたします。

6. 文書によるご意見の募集期間

平成25年 4月22日（月）～平成25年 5月13日（月）

7. 応募用紙の提出先

「意見発表者」は、『別紙－２ 発表応募用紙』に必要事項を記入の上、1)の提出先まで2)の提出期限内に送付してください。

「意見者」は、『別紙－６ 文書応募用紙』に必要事項を記入の上、1)の提出先まで3)の期限内に送付してください。

1) 『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の提出先：

国土交通省中部地方整備局 河川部河川計画課

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に対する意見聴取」
事務局 宛

① 郵送の場合：〒460-8514

名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

② FAXの場合：052-953-8351

③ 電子メールの場合：shinmaruyamadam-chubu01@cbr.mlit.go.jp

※電子メールによる提出の場合は件名に「意見応募用紙」と記載をお願いします。

2) 『別紙－２ 発表応募用紙』の提出期限

平成25年 5月 1日（水）18時必着

3) 『別紙－６ 文書応募用紙』の提出期限

平成25年 5月13日（月）18時必着

4) 『別紙－２ 発表応募用紙』及び『別紙－６ 文書応募用紙』の入手方法

① インターネットによるホームページからの入手

国土交通省中部地方整備局ホームページ

→ 事業別で探す 川 → お知らせ・情報 【検証主体による個別ダムの検証に係る検討】 → 「検証対象ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する関係住民への意見聴取について 新丸山ダム建設事業

URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/jyumin_shinmaruyama.htm

②紙媒体による入手

「8. 資料の閲覧又は入手方法」の「2) 紙媒体による資料の閲覧場所」において『別紙-2 発表応募用紙』及び『別紙-6 文書応募用紙』を配付しております。

※『別紙-2 発表応募用紙』または『別紙-6 文書応募用紙』を使用していない場合でも、『別紙-2 発表応募用紙』または『別紙-6 文書応募用紙』の必要事項と同様の事項を記載し、提出いただいた場合には受付いたします。

なお、「意見発表者」については、必ず「ご意見をお聴きする場」にてご意見の発表をする旨がわかるようにしてください。

8. 「検討報告書（素案）」の閲覧又は入手方法

1) インターネットによる「検討報告書（素案）」の閲覧又は入手の方法

国土交通省中部地方整備局ホームページ

→ 事業別で探す 川 → お知らせ・情報 【検証主体による個別ダムの検証に係る検討】 → 「検証対象ダム事業の検証に係る検討報告書」 新丸山ダム建設事業

URL:http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/houkokusyo_soan_shinmaruyama.htm

※上記のアドレスから資料として「検討報告書（素案）」並びにその骨子、別冊資料の閲覧又は入手が可能です。

2) 紙媒体による「検討報告書（素案）」の閲覧場所

以下の場所において閲覧が可能です。なお、閲覧場所の住所などの詳細については、『別表-2 閲覧場所一覧』をご覧ください。

※紙媒体により、閲覧いただける資料は「検討報告書（素案）」並びにその骨子、別冊資料です。

3) 「検討報告書（素案）」の閲覧期間及び閲覧時間

閲覧期間：平成25年 4月22日（月）～平成25年 5月13日（月）

※ホームページへの掲載は閲覧期間終了後も継続する予定です。

閲覧時間：閲覧場所により、「検討報告書（素案）」を閲覧いただける曜日、時間が異なりますので、『別表-2 閲覧場所一覧』をご覧ください。

9. 一般傍聴

「ご意見をお聴きする場」は、公開で行いますので傍聴席にて傍聴が可能です。

また、事前登録の必要はありません。当日、受付にて必要事項のご記入をお願いします。

詳細につきましては『別紙-3 留意事項（傍聴）』をご覧ください。

10. 報道関係者の取材について

「ご意見をお聴きする場」では、記者席を設ける予定ですので、当日の取材を希望される場合は受付にて必要事項のご記入をお願いします。

詳細につきましては『別紙-4 留意事項（報道）』をご覧ください。

11. 個人情報の取り扱い及び記録等の公表について

「ご意見をお聴きする場」の運営に必要な情報並びに開催結果については次のとおり取得・公表させていただきます。

1) 「ご意見をお聴きする場」の開催結果について

・意見の発表は、事務局にて撮影及び録音を行います。発表いただいたご意見につい

ては、事務局にて記録しました撮影及び録音記録により、議事録を作成させていただきます。

- ・議事録の作成にあたっては「ご意見をお聴きする場」の終了後、国土交通省中部地方整備局から発表の内容や趣旨に関する確認をさせていただくことがあります。
- ・作成した議事録は国土交通省中部地方整備局ホームページ並びに国土交通省中部地方整備局が作成を進めている「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書」並びにその別冊資料に掲載しますので予めご了承ください。
- ・議事録は発表時間10分の中で発言いただいたものを公表対象とさせていただきます。無効とさせていただきましたご意見に関する議事録については公表いたしません。
- ・ご意見を発表いただく際に資料を投影した場合はその資料についても公表させていただきます。投影できる資料の詳細については『別紙－1 留意事項（発表）』の13)をご覧ください。

2) いただいたご意見についての検討主体としての考え方について

- ・いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方をお示しさせていただきます。
- ・「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見についての検討主体としての考え方をお示しするにあたっては、議事録等からご意見を要約したものを併記させていただきます。
- ・文書にて、いただいたご意見についての検討主体としての考え方をお示しするにあたっては、ご意見を要約したものを併記させていただきます。

3) 個人情報等の取り扱いについて

- ・『別紙－2 発表応募用紙』及び『別紙－6 文書応募用紙』の「表面」にご記入いただく個人情報、『別紙－2 発表応募用紙』の「裏面」にご記入いただく「意見の要旨」について「意見発表者」並びに「意見者」ご本人の許可無く公表する事はいたしません。
- ・『別紙－2 発表応募用紙』及び『別紙－6 文書応募用紙』にご記入いただく属性情報については統計処理を行い、今後の検討の参考とさせていただきます。「ご意見をお聴きする場」にて発表いただけない方の属性情報については統計処理の対象から除外させていただきます。なお、公表する場合は個人が特定できる情報を含めることはありません。
- ・議事録等の性質上、公表する一連の内容に氏名等の個人情報が含まれる場合は対象箇所を黒塗りなどの処理により個人が特定できないものとします。
- ・「ご意見をお聴きする場」は公開にて行いますので一般傍聴並びに報道関係者の取材を可能としています。傍聴並びに取材において、知り得た情報の取扱いについては責任を負うことができません。傍聴者、報道関係者の責任において適切に取扱いいただきますようお願いいたします。
- ・「ご意見をお聴きする場」の運営に伴い、知り得た情報は、業務上必要と思われる関係者へ委託することがあります。その際は、漏えいや再提供を行わないよう契約により義務づけ、適切な管理を実施いたします。

4) 「各会場における意見発表者数」等の事前公表について

- ・「各会場における意見発表者数」等の情報を「ご意見をお聴きする場」の開催前に公表させていただきます。なお、公表は、「意見発表者」が概ね確定します『別紙－2 発表応募用紙』の提出期限日以降とさせていただきます。
- ・「各会場における意見発表者数」と併せて、「文書によりいただいた意見数」等を公表させていただきます。事前公表させていただきます情報に個人が特定できるものを含めることはありません。

- ・公表する発表者数等は、当日の状況等により変更となる場合がありますのでご了承ください。

12. 事務局

国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎2号館

TEL : 052-953-8148 FAX : 052-953-8351

電子メール : shinmaruyamadam-chubu01@cbr.mlit.go.jp

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する意見の発表にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、恵那市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町）、愛知県（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、蟹江町、飛島村）、三重県（桑名市、木曾岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「ご意見をお聴きする場」への応募にあたっての留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき、3会場のいずれか1会場において1回とします。
- 2) 『別紙－2 発表応募用紙』の裏面にご記入いただく、「意見の要旨」については、「ご意見をお聴きする場」にてご意見を正確に聴取させていただくための基礎資料とさせていただきます。
また、『別紙－2 発表応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報（住所、年代、性別）の取り扱いについては『別添 募集要領』の「11. 「ご意見をお聴きする場」に関する個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。
- 3) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 4) いただいた「意見の要旨」及び「ご意見をお聴きする場」にていただいたご意見については、内容や要旨について事務局より確認させていただく場合があります。
- 5) 「ご意見をお聴きする場」への応募をいただいたご意見については、文書によるご意見として扱うことはいたしかねます。希望される場合は、お手数ですが『別紙－6 文書応募用紙』での応募も併せて行っていただきますようお願いいたします。

（「ご意見をお聴きする場」での発表にあたっての留意事項）

- 6) ご意見を発表いただける方（以下「意見発表者」という。）は、当日受付をさせていただきますので「ご意見をお聞きする場」の開始15分前まで受付前にお集まりください。
なお、受付時間に間に合わない場合については、連絡をお願いします。その際は、発表順序を変更させていただく場合があります。
- 7) 「意見発表者」は、受付の者に氏名及び「意見発表者」である旨をお伝えください。
- 8) 意見の発表は、お一人につき10分以内での発表とさせていただきます、次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。
また、発表時間終了の2分前、1分前にそれぞれ予告ベルを鳴らさせていただきますので発表の参考としてください。発表時間10分が経過した時点で発表を終了とさせていただきます。
- 9) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- 10) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。

- 11) 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- 12) 「意見発表者」は、「ご意見をお聴きする場」において、16) でいう資料以外のビラ、チラシ等の配付及び掲示等はできません。
また、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- 13) 意見の発表は、事前に提出していただきます『別紙－2 発表応募用紙』の「意見の要旨」に沿って発表してください。
- 14) 「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他ご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- 15) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・ 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容
 - ・ その他、「検討報告書（素案）」に関係のない内容
- 16) 意見の発表時に発表内容を分かりやすくするため、紙面資料を提示したい場合は、書画カメラ（Over Head Camera）にて投影ができますので受付へ提出してください。
 - ・ 書画カメラ（Over Head Camera）の操作は事務局の者が行いますので資料の切り換えなどの作業については適宜、ご指示ください。
 - ・ 紙面資料はA4用紙両面印刷2枚（片面印刷4枚）まででお願いします。
 - ・ 事務局にてコピー及び傍聴席などへの配布をすることはできません。なお、「意見発表者」にて配布される場合は、「開会前」に配布が完了するようにお願いします。
 - ・ 資料を投影していただける時間は意見発表者の持ち時間10分とさせていただきます。
 - ・ 紙面資料の提出については、発表日の受付時とさせていただきます。なお、事前に事務局宛てに送付された紙面資料を発表時にご用意することはいたしかねます。
 - ・ 提出いただいた紙面資料の返却を希望される場合は、後日郵送にて返却させていただきますので事務局に申し出ください。（郵送は、事前に提出いただいています『別紙－2 発表応募用紙』にご記入いただいた住所へ送らせていただきます。）
- 17) 他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮ください。進行に支障があると判断される場合には、退室いただく場合があります。

記入例

別紙－2 発表応募用紙

表面

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見について

（受付番号： _____）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

中部地方整備局長 宛

届出者 (ふりがな) ○○○ ○○○○
氏 名： ○○ ○○
郵便番号： ○○○－○○○○
住 所： ○○市○○町○－○
電話番号： ○○○－○○○－○○○○

※氏名、住所、電話番号は発表していただく会場等をお伝えするために必ず必要となります。

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を発表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号などを記入願います。※後日、日程調整などを行うにあたり必要となりますので必ずご記入願います。
- 2 「ご意見をお聴きする場」にて発言された内容については、議事録として公表します。
- 3 裏面にご記入いただく「意見の要旨」については日本語でのご記入をお願いします。
- 4 「ご意見をお聴きする場」は、複数箇所にて行う予定でいます。ご希望の会場名を『別表－1 会場一覧』から選択して最大、第3希望まで記入してください。ご希望に添えない場合は日時並びに会場調整のため、事務局より連絡をさせていただくことがありますのであらかじめご了承ください。

希望会場名 第1希望（美濃加茂会場 _____）
第2希望（一宮会場 _____）
第3希望（ _____）

※希望会場は、第1希望のみご記入されるだけでも構いません。ただし、ご希望にそれない場合は、事務局より連絡させていただくことがあります。

- 4 発表日時並びに会場のご連絡については郵送にて行わせていただきます。電子メールでのご連絡をご希望される場合はメールアドレスの記入をお願いします。※電子メールをご希望される場合についても同様の内容を郵送にて送らせていただきます。

メールアドレス： ○○○○○○○○@○○○.○○ _____

※メールアドレスご希望される方のみご記入いただければ構いません。

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見について

(受付番号：)

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

中部地方整備局長 宛

(ふりがな)

届出者 氏 名： _____
 郵便番号： _____
 住 所： _____
 電話番号： _____

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を発表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号などを記入願います。※後日、日程調整などを行うにあたり必要となりますので必ずご記入願います。
- 2 「ご意見をお聴きする場」にて発言された内容については、議事録として公表します。
- 3 裏面にご記入いただく「意見の要旨」については日本語でのご記入をお願いします。
- 4 「ご意見をお聴きする場」は、複数箇所にて行う予定でいます。ご希望の会場名を『別表－1 会場一覧』から選択して最大、第3希望まで記入してください。ご希望に添えない場合は日時並びに会場調整のため、事務局より連絡をさせていただくことがありますのであらかじめご了承下さい。

希望会場名 第1希望 (_____)
 第2希望 (_____)
 第3希望 (_____)

※希望会場は、第1希望のみご記入されるだけでも構いません。ただし、ご希望にそれない場合は、事務局より連絡させていただくことがあります。

- 4 発表日時並びに会場のご連絡については郵送にて行わせていただきます。電子メールでのご連絡をご希望される場合はメールアドレスの記入をお願いします。※電子メールをご希望される場合についても同様の内容を郵送にて送らせていただきます。

メールアドレス： _____

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する意見の傍聴にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、恵那市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町）、愛知県（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、蟹江町、飛島村）、三重県（桑名市、木曾岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「ご意見をお聴きする場」での傍聴の手続きと入場について）

- 1) 事前登録は不要です。
- 2) 傍聴される方は受付で必要事項を記入してください。
- 3) 会場の都合上、傍聴者が多い場合には入場制限をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- 4) 受付時間以降に来場された方は、定員を超えない範囲で発表の間等に入場していただくこととなります。
- 5) 会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

（「ご意見をお聴きする場」での傍聴にあたっての注意事項）

- 6) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- 7) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 8) 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- 9) 会場では着席のうえ、静粛に傍聴してください。発言、拍手、ビラ・プラカード等の持ち込み、鉢巻、ゼッケン等の着用、その他の方法により自らの意見等を表明することはできません。
- 10) 円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。撮影した画像・映像などの取り扱いについて、意見発表者及び傍聴者個人が特定される様なものについては対象者の了解を得た上での取り扱いとしてください。これにより、対象者との間で問題が生じた場合に「関係住民からのご意見をお聴きする場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。
- 11) その他、会場等の秩序を乱す行為や、発言者の発言を妨害する行為はできません。また、「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他のご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- 12) 傍聴される方は、上記留意事項のほか、係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の取材にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、岐阜県（岐阜市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、瑞浪市、恵那市、岐南町、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町）、愛知県（一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、扶桑町、蟹江町、飛島村）、三重県（桑名市、木曽岬町）に在住、通勤・通学の皆様からご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の手続きと入場について）

- 1) 事前登録は不要です。
- 2) 報道関係者の方は受付で必要事項を記入してください。
- 3) 会場の都合上、報道関係者及び傍聴者が多い場合には資機材等の搬入制限をさせていただきますことがありますので、ご了承ください。
- 4) 受付時間以降に来場された方は、発表の間等に入場していただくこととなります。
- 5) 会場への入場にあたっては係員の指示に従ってください。

（「ご意見をお聴きする場」での報道関係者の取材にあたっての留意事項）

- 6) 報道機関の皆様には記者席を設ける予定です。
- 7) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、会場内での使用をお控えください。
- 8) 会場内での飲食・喫煙はご遠慮ください。
- 9) 資機材・貴重品の管理は各社にてお願いします。
- 10) 円滑な運営を図るため、フラッシュ等を用いたビデオ・カメラ等での撮影はご遠慮ください。また、傍聴席より前方及び傍聴の妨げとなる位置での撮影はご遠慮ください。
- 11) 会場の状況により、カメラ等の設置台数の制限や資機材等の移動等をお願いする場合があります。
- 12) 意見発表者及び傍聴者への個人が特定される様な取材及び撮影については各社にて対象者の了解を得た上で行ってください。これにより対象者との間で問題が生じた場合に「ご意見をお聴きする場」の運営者が責を負うことはできません。また、進行の支障となる場合は退室等をお願いいただく場合があります。
- 13) 「ご意見をお聴きする場」にて、いただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見やその他ご質問について、その場での答えはいたしかねますので、ご了承ください。
- 14) 意見発表者が発表にあたり使用する資料等について、国土交通省中部地方整備局からお渡しすることはできませんのでご了承ください。
- 15) 会場内では、必ず社名入りの腕章等を着用し、上記留意事項のほか、会場の係員の指示に従ってください。お守りいただけないときは進行に支障があると判断し、退室いただく場合があります。

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する文書による意見の応募にあたっての留意事項

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「検討報告書（素案）」という。）について、広くご意見をお聴きするものです。（以下「ご意見をお聴きする場」という。）

（「文書」によるご意見の募集への応募にあたっての留意事項）

- 1) ご意見が400字を超える場合は、『別紙－6 文書応募用紙』にご意見の要旨をご記入いただき、ご意見については、自由用紙にご記入いただき、併せて提出をお願いします。
- 2) 『別紙－6 文書応募用紙』の裏面に併せてご記入いただきます属性情報（住所、年代、性別）の取り扱いについては『別添 募集要領』の「11. 「ご意見をお聴きする場」に関する個人情報の取り扱い及び記録等の公表について」をご確認ください。
- 3) 電話でのご意見は受け付けておりません。
- 4) 皆様からいただいたご意見については、後日、検討主体としての考え方を、お示しさせていただく予定です。いただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 5) ご意見において下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
 - ・その他、「検討報告書（素案）」に関係のない内容
- 6) いただいたご意見については内容や要旨について事務局より確認させていただく場合があります。
- 7) 「ご意見の募集」への応募をいただいたご意見については「ご意見をお聴きする場」での発表希望として扱うことはいたしかねます。希望される場合は、お手数ですが『別紙－2 発表応募用紙』での応募も併せて行っていただきますようお願いいたします。

新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）に関する意見について

（受付番号： _____ ）

受付番号はこちらで記入しますので記入しないでください。

中部地方整備局長 宛

（ふりがな）

届出者 氏 名： _____
郵便番号： _____
住 所： _____
電話番号： _____

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」について、意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して応募します。

【留意事項等】

- 1 意見を発表される方のご氏名（ふりがな）、ご住所、お電話番号などを記入願います。
※後日、内容及び要旨の確認などを行うにあたり必要となりますので必ずご記入願います。
- 2 裏面にご記入いただく「ご意見」については日本語でのご記入をお願いします。
- 3 裏面にご記入いただく「ご意見」について、400文字を超える場合はご意見の要旨をご記入願います。その場合、ご意見については自由用紙にご記入いただき、ご意見の要旨と併せて提出をお願いします。

「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する
関係住民への意見聴取について（ご意見をお聴きする場）
《会場の一覧》

会 場	開催予定日	開催予定時間
①美濃加茂会場（美濃加茂市） 会場名：生涯学習センター 集会室 所在地：岐阜県美濃加茂市太田町3425-1 駐車場：無料 傍聴席：300名	5月10日（金）	18：30～20：30まで
②一宮会場（一宮市） 会場名：一宮市尾西庁舎 6階ホール 所在地：愛知県一宮市東五城字備前12 駐車場：無料 傍聴席：300名	5月12日（日）	14：30～16：00まで
③桑名会場（桑名市） 会場名：長島公民館 大ホール 所在地：三重県桑名市長島町松ヶ島61-3 駐車場：無料 傍聴席：200名	5月10日（金）	18：30～20：00まで

①生涯学習センターへのアクセス



②一宮市尾西庁舎へのアクセス



③長島公民館へのアクセス



「新丸山ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に関する関係住民への意見聴取について

《閲覧場所の一覧》

設置期間：平成25年 4月22日～平成25年 5月13日

閲覧場所	閲覧可能時間
国土交通省 中部地方整備局 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎2号館 1階 東玄関ホール	9：30～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 所在地：岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 木曾川第一出張所 所在地：岐阜県各務原市川島松原町字河田島東484-58	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 木曾川第二出張所 所在地：愛知県一宮市富田字砂入1925-4	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 木曾川下流河川事務所 所在地：三重県桑名市大字福島465	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
国土交通省 中部地方整備局 新丸山ダム工事事務所 所在地：岐阜県加茂郡八百津3351	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
岐阜県庁 県土整備部 河川課 所在地：岐阜市藪田南2丁目1番1号	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
愛知県庁 建設部 河川課 所在地：愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	9：00～17：00 ※土日、祝日除く
三重県庁 県土整備部 河川・砂防課 所在地：三重県津市広明町13番地	9：00～17：00 ※土日、祝日除く

※資料等に関する質問については『別添』の事務局へお問い合わせください。